

SDGs プロモーター@下京 Vol.2 持続可能な海洋資源 ～珍魚の流通で食卓と漁業を変える～



さまざまな課題が山積する現代、持続可能な開発目標(SDGs)として、17のゴールと169のターゲットが2015年に国連で採択され、世界各国が目標達成に向け取り組んでいます。

このコーナーでは、区内で活動されている方をSDGsのゴールにちなんでご紹介します。今回は“珍魚の流通で食卓と漁業を変える”取り組みです。株式会社食一代表取締役の田中淳士さんにお聞きしました。

食一は産地直送で魚を卸す会社として創業したものの、価格競争に太刀打ちできず行き詰まっていた。そんな時に、産地でしか流通していないミシマオコゼと出会いました。

この魚、高級海老として名高いアジアカエビ漁の網にかかり、長年“邪魔者”扱いされていました。それまで煮つけでしか食べられていなかったのですが、他の調理法を試すととても美味しい、これは他社と差別化できるぞと思いました。

最初は漁師さんに「こんなの商品にするんだ」と笑われましたが、小売店・飲食店に獲れ方や調理法を丁寧に説明したところ、売れ行きは好調でした。その後は卸し先から「他に面白い魚はないの？」というお声もいただくようになり、取り扱う魚の種類も増えていきました。

私たちが大切にしているのは産地を訪れて培った信頼関係です。獲りたい魚を「まず食一に出荷しよう」と漁師さんに思っていたからこそ、美味しい魚をお届けすることができ、次につながったのだと思います。

投げ売りされ、時に廃棄される魚が、“実は美味しい”と分かれば、均衡のとれた水産資源の消費につながります。また、加工を産地で行うことで漁業者の持続的な利益に貢献できますし、卸し先には今までになかった看板商品を提供することができます。そして、魚を口にする方には“美味しい”とさせていただく。このように、今後も食を通じて社会全体を愉快にしていきたいと思っています。



今日も田中さんは日本中を飛び回り、知られざる美味しい魚を探しています

☎ 地域力推進室まちづくり推進担当(☎371-7170)



下京区 140周年記念 協賛事業

シモヒガ 140 新聞～下京区東エリアの魅力発信！～

下京区誕生140周年を契機に、下京区の東エリアで、モノづくりやカフェを営む若手事業者が集まり『シモヒガ140(イチヨンマル)』を立ち上げ、地域団体や大学と協力し、東エリアの賑わい創出や住民同士の繋がりを支援していくために、さまざまな活動を行っています。その活動の一環として、「シモヒガ140新聞」の創刊号を4月1日に発行し、下京区東エリアの情報を今後も定期的に発信していきます！区役所でも配架していますので、ぜひご覧ください。

☎ シモヒガ140(メール shimohiga140@gmail.com)



下京・梅小路フェスタ 2019

青もみじと新緑が美しい梅小路公園で、手づくり市、マルシェ、屋台などが立ち並び、大人も子どもも楽しめる「下京・梅小路フェスタ2019」を開催します。

下京区誕生140周年を契機に、下京区全体を盛り上げつつ、商店街の魅力も発信していきます！是非お気軽にご来場ください。

日時 5月18日(土)、19日(日)
どちらも10:00～16:00
場所 梅小路公園
費用 無料(一部有料)

☎ 梅小路公園(☎352-2500)



京都ホンデリング～本でひろがる支援の輪～

「京都ホンデリング」とは、職場や家庭で不要となった書籍等を寄贈していただき、その売却代金を寄付として(公社)京都犯罪被害者支援センターの支援活動の一助にするものです。

寄贈可能な書籍等は、ISBNが付された本または規格品番が付されたCD・DVD・ゲームに限ります (ISBNのない本、百科事典、マンガ雑誌等は取り扱えません)。詳しくはお問い合わせください。

「いのちを紡(つむ)ぐ週間」である5月21日(火)～27日(月)の間、区役所などで書籍等の寄贈を受け付けますので、ご協力よろしくお願ひします。

☎ 市くらし安全推進課(☎222-3193)



ISBN978-4-1234-5678-9
ISBN見本

※「ISBN」の文字とそれに続く10桁または13桁の数字が記載されているもの。

けすぞう君のQ&A ～野外焼却から火災を起こさない！～

☎ 下京消防署(☎361-4411)

○ 野外焼却を行う時は、近くの消防署に「火災と紛らわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出」を提出してください。

○ 野外焼却の火災を防ぐには？
・ 消火の準備をしておく。
・ 乾燥時、強風時は中止する。
・ 周辺に燃え移るものがない場所で行い、絶対にその場を離れない。

○ 野外焼却の火災の原因は？
目を離している間に建物等に燃え移ったり、火の粉が飛んで周囲に拡大してしまうことで消火できない状態になります。

○ 学校や地域の行事のために必要な場合や、農業・林業・漁業を営むために行われる場合などは？
野外焼却の火災の原因は？
目を離している間に建物等に燃え移ったり、火の粉が飛んで周囲に拡大してしまうことで消火できない状態になります。

○ 野外焼却はどのような場合に認められるの？
学校や地域の行事のために必要な場合や、農業・林業・漁業を営むために行われる場合などは？



野外焼却は法律により原則禁止されています。中には例外もありますが、皆さん正しい知識を持っておられるでしょうか？今月は、野外焼却の火災予防についてお知らせします。

最も多く期待を受けたのは、③渤海(中国東北部)でした。当選の発表は、景品の発送をもって代えさせていただきます。